

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成30年11月12日（月）午後1時30分から午後3時40分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

沖本易子，小原智津，越野章史，小谷竜也，鈴木崇文，寺元義人，中村恭子，  
中村也寸志（委員長），名波正晴，的場健，丸山哲

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

安田雅泰，石井智世，小野理恵子，森田容子，藤澤和行，伊藤里恵

（庶務）

澤江裕史，谷口明，武本洋

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 委員長挨拶

#### 3 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回の家裁委員会テーマ「成年後見制度について」に関する議事概要の報告を行った。

#### 4 テーマ「家庭裁判所における危機管理について」

(1) 澤江家裁総務課長から「裁判所における危機管理」について，伊藤主任書記官から「家庭裁判所における危機管理」についてそれぞれ説明を行い，調停室見学，金属探知機による所持品検査のデモンストレーションを行った。

#### (2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者

又は庶務】

- ◎ 裁判所からの説明等について、何か質問等があれば伺いたい。
- 先ほど待合室を見学したが、ガラスの壁面の下の部分から中が見えるようになっていたのは何か理由があるのか。
  - 在室者の姿が見えないよう壁面はすりガラスになっているが、誰かが在室しているということが分かるように足元が見えるようになっていると理解している。
- トイレなどで前を通る時に中に誰かがいるということが分かるので、「相手に見つかる」という恐怖心を持たれることはないのか。
  - 御指摘の点はあると思うが、裁判所側としてはプライバシーに配慮しつつ、庁舎管理上在室者がいることを把握したいので、両者の兼ね合いの問題だと考えている。
- 金属探知機を使用して所持品検査をする場合は時間がかかると思うが、事前に知らせたりしないのか。
  - 刃物等を用いるなどの暴力的な問題を起こしたことが明らかであればあらかじめ連絡をすることもあるが、一般的には、出頭の確認時に説明をすることになると思う。当庁で昨年度実施した2件は、裁判所に対して攻撃的な言動をした当事者に対し実施したケースと、過去の経緯から十分加害行為が想定されるケースで、いずれも前もって、念のため実施しますと説明して実施した。ただし、前もって連絡ができないケースが多いものと思われる。
- ◎ 裁判所の情報収集の在り方についてお聞きしたい。裁判所では申立人から事情を聴いたり照会回答書を用いたりして情報収集をしているが、裁判所が収集している情報に不足はないか、照会回答書の内容等についての御意見などがあれば伺いたい。
- 照会回答書について、申立人用のものは項目が多く、相手方用のものが

簡素になっている。申立人が暴力を振るうおそれがあるケースもあると思うが、相手方用に過去のことを尋ねる項目がないのはなぜか。

■ 相手方から細かく聴取することも必要だと思うが、相手方はそもそも申し立てられた立場で、出頭するかどうか分からないという状況であるため、まずは、調停を申し立てた申立人から、細かく聴取したいと考えている。相手方は、言いたいことがあると電話をかけてくることが多いため、その場合は、電話で細かい事情を確認しているというのが現状である。

◎ 申立人は自ら手続をしているため積極的に聴取しやすいが、相手方は必ずしも調停に対して協力的ともいえないため、簡素なものを使っていると思われる。相手方からの照会回答書の提出率はどの程度か。

■ データを取ったわけではないが、出頭する相手方についてはかなりの率で提出されている。逆に、回答がない方については出頭しないということも想定される。

◎ 情報収集の在り方や、各委員の所属する団体等での取組例などがあれば伺いたい。

● 申立人の代理人に就くことが多く、DV事案などで、相手方の性格にもよるが、申立て後に直接電話がかかってきて不満を述べられることがよくあり、そのような相手方は、裁判所にも不満を述べる人が多いと思う。出頭時に相手方に待ち伏せされる可能性がある事案も多く、支部などでは出入口が少ない上に駐車場も狭く、時間が重なると遭遇する危険性も高いため、裁判所と代理人のそれぞれが持っている情報は事前に共有しておいた方がよい。書記官によっては電話で連絡してもらえることもあるが、申立人代理人としてはできる範囲で情報を共有してもらえるとありがたい。

■ 代理人弁護士が就いている場合は連絡を取っていることも多いと思われる。裁判所としてもどこまで正確な情報が集められるかは当日にならないと分からないということもあるため、代理人からも気になることがあれば

裁判所に伝えていただきたいと考えている。

◎ 調停事件の担当者は、相手方が裁判所に不満を述べ、申立人や申立代理人に危害を加える危険がありそうな場合は連絡するようにしているのか。

■ 担当者が気になる場合は必ず連絡をしていると思うが、担当者の判断にもよるため、求められる情報を必ず提供できているかといえば疑問がないわけではない。裁判所としては危害行為には気を配っているので、できるだけ情報は提供したいし、提供していただきたいと考えている。

◎ 学校や企業などで情報収集に工夫をしていることがあれば伺いたい。

○ 危機管理という点で、当校では、生徒の登校後は出入口を一つにし、来校者には、必ず守衛室の前を通り、名簿に記載し入校証を首からかけてもらうことを徹底し、いきなり生徒のところや職員室に行くことがないよう事務室を通っていただくようにしている。人によって区別はできないので、保護者でも外部の業者でも一律の対応をしている。

また、生徒同士のトラブルがあった場合に、双方の保護者に学校に来てもらうこともあるが、感情が高ぶっていることもあるので、応接室を分け、感情的な状態で顔を合わせることをないように配慮している。

○ 本日の説明を聞いて、家庭裁判所は、一般の刑事事件を扱う部署などとは異なる問題があることに驚いた。裁判所における危機管理に関して、大阪地裁で始まった入庁時の所持品検査について、開かれた裁判所としてどうかだとか所持品検査とプライバシーの関係がどうかなどとよく言われるが、この問題とは前提が異なることが分かった。

○ 金属探知機で想像するのは空港だが、空港では金属探知機を体にしっかりくっつけて検査するし、国際線であればより厳しくなる。今回のデモンストレーションのように金属探知機を離して検査すると検知しないこともあるので、検査をするなら遠慮をしてはいけないと思う。

○ 私が所属している会社では、訪問された方に、守衛室で名前を記載して

もらい、入構カードを首からかけて入っていただくことになる。食品会社では異物混入という問題があるため、フードディフェンスということで、外から異物が持ち込まれたり中の人異物を混入したりしないようセキュリティを高めており、例えば生産ラインを見たいという方が来られた場合などは、社員と一緒に白衣を着て入ってもらうことを了承してもらっている。セキュリティを高めることは、一般の消費者に向けてのアピールになる。

◎ 法律相談ではどんな人が来るか分からないという面があるが、弁護士会でされている対策はあるか。

● 対応中に相談者が危険物を持ち出したという事例が実際にあり、対策をしなければならぬと言われている。調停でもこのようなことは十分あり得ると思われる。

◎ 家事事件の警備はどういう点を考慮して実施すべきか、例えば、警備は開かれた裁判所という考えと矛盾するか、安全を確保した上で初めて開かれた裁判所といえるのかについては、どう考えるか。

○ ダブルスタンダードな考え方だが、家庭裁判所と地方裁判所では違う基準で考えた方がいいと思う。これまで説明があったように、家庭裁判所では既に感情的な対立が長期化していて、その感情がいつ爆発するか分からない状況が内在している。当事者に何かあってからでは遅いので、所持品検査等は安全確保のためにやるべきだと思う。当事者に金属探知機での検査をすることを伝えた際、当事者はどういう反応を示すのか。

■ これまで実施した事例は、いずれも当事者と事前に連絡が取れており、書面に家でナイフを持ち出したなどと書かれてあったため、裁判所では所持品検査をするので持って来ないようにと連絡したという事例だった。出頭した際に、事前に連絡したように所持品検査を実施していいですかと聞くと、反発することなく見てくださいというような反応だった。調停事件

で事前の連絡なく実施する場合には、安全確保のためということを丁寧に説明しないと難しいと思う。裁判所も、声をかけるときに絶対に必要ですというスタンスではなく、安全に手続を進めるために実施させてくださいと丁寧に説明をしているので、ある程度受け入れてもらえるのではないかと考えている。

○ 事前に連絡していたケースではなく、調停の場に来ていきなり所持品検査をさせてくださいと言われると、もし自分がその立場であれば、なぜ自分だけ検査をされなければならないのかと考えると思う。その場合はどのような対応をするのか。

■ 安全に手続を進めるために所持品検査をしている、あなただけではなくて相手方にもすることになっていると説明することになる。

◎ 本来は入庁時に一律で所持品検査を実施するのがいいが、それができないといろいろと説明をしないと納得が得られないと思う。家事事件で警備を実施することは利用者にどんな印象を与えるのか、一律に実施するのではない場合、なぜこの事件で実施するのかについて納得を得るのが難しいが、そもそも家庭裁判所で警備を実施することがおかしいというような意見はないということによいか。

○ 先ほど、法律相談で刃物を持ち出したという話があったが、先日、和歌山の施設で人権関係の相談をした者が相談内容に不満を持ち、一旦外出して自分の車から鎌を持って施設に戻ったということがあったと聞いた。相談に来て不満を持ったというのを聞くと、調停でもそのようなことはあり得ると思うので、入り口に金属探知機の設備があればいいと思う。それで敷居が高くなるかどうかは人によると思うが、DV被害者などはかえって安心するのではないか。最近は空港などで普通に実施されているので、検査に慣れている人も多いと思う。裁判所は正しい手続が行われる場所だと認識されていると思うので、厳格に対応しているということで信頼につなが

るのではないか。

- 学校も、開かれた学校ということで門を閉ざすことや塀を立て巡らせることはできない。保護者が来校する際に、必ずチェックを受けて入校証を首からかけていただくことについて、面倒や煩わしさを感じているのも事実だと思うが、それ以上に、我が子がこのように守られているという安心感が強いと思う。そのため、そのことについて苦情や厳しい御意見は一切ない。
- 警備の必要性の判断に当たって、照会回答書や書記官とのやりとりだけでは分からないし、当事者が通常の状態ではないこともあるのではないか。だからといってますます厳しくすると調停のハードルが高くなるということもあると思うので、できるだけ別室調停や別期日を積極的に考える方がいいのではないか。例えば待合室が2か所しかない、同一の期日であれば、一方にいなければもう一方の待合室にいることが分かるので、不測の事態やトラブルを防ぎ切ることは難しい。限られた施設の中ではあるが、当事者同士が物理的に合わない工夫をもう少し考えていただきたい。
- 別期日での調停は少ないが、別室調停はかなり多く実施されている。別室調停は、同じフロアではしていないので、遭遇する確率はかなり低くなると考えている。一方、受付は1か所で行っていて遭遇する確率は高いので、不安があれば職員が1階まで迎えに行き、受付を通らなくても良いような配慮をしており、安心して利用していただくことができると考えている。
- ◎ 調停の開始時刻はずらしているということによいか。
- 基本的に呼出時刻はずらしているが、当事者の出頭時間が前後することもあるので職員が1階に行くという扱いをしている。
- なぜ別期日にしないのか。
- ◎ 別期日にすると安心だが、調停は、お互いの事情を交互に聴いて調整し

ていくので調停がなかなか進まないということがある。別室調停も、調停委員の移動の時間があるので効率は悪くなる。

- 先ほどの御意見にもあったが、待合室の中が外から見えるとそこにいることが相手方から分かるのが嫌だと言っていた当事者が実際にいた。また、待合室には出入口が1か所しかないので、相手方が感情的になって入って来られると逃げる場所がないという問題もある。待合室にはブザーがないと思うので、緊急の際に書記官室に知らせるすべがなく、何か対策があればよいと感じたことがある。
- 危害行為が発生する高度な危険がある場合は、そもそも別室調停ということで待合室を利用させず当事者に調停室から出ないようにお願いし、相手方がどこにいるのか分からないような状態で進めることとなる。通常の手続の場合であれば、御指摘のような状況はあり得る。
- 初めは感情的ではなくても話の内容によって感情的になり、廊下で騒がれ外に出られなくなったという経験もあるので、ブザーがあればよいと思う。
- 待合室の壁はなぜガラス張りにする必要があるのか。中にいることが争っている相手に分かってしまうので、隠した方が安心につながるのではないか。
- ◎ 外から見えないと中で何が起きているかが分からないということで設計したのではないか。
- 一番問題になっているのはエレベーター横の待合室だと思うが、ドアがすりガラスで壁も同じようになっているので、廊下を歩く人から足の数で人数が分かってしまう。入口がガラスであれば中が全く見えないということはないので、壁までガラスにする必要はないのではないか。トイレまでの導線と重なっているのも問題で、私の依頼者も同じようなことを言っていた。



◎ 刃物を持ってきた場合にどう対応するか決めている団体等はあるか。大阪の小学校で殺傷事件があったあと、裁判所でも刺股を配備したが、現在では職員が使用すると職員自身がけがをしたり相手にけがをさせたりするので使わないことになっており、相手を取り囲み来庁者を逃がすという対応をしている。学校では刺股は配備しているのか。

○ 学校には、教員室に刺股を配備している。やはり刃物を持った相手を素手で取り押さえることは難しいので刺股で対応することを考えている。不審者対応の訓練は過去に実施したことがあり、これからも実施する予定である。

◎ 大学ではどうか。

○ 大学は開かれた空間であり、図書館を利用したり学内をジョギングコースにしたりしている近隣住民がいる。

◎ 検察庁ではどうか。

△ 被疑者であろうと被害者であろうと、事件関係者にはすべて金属探知機を使用して所持品検査を行っている。危険物が発見された場合には任意で預かり、帰りに返すことになっている。

○ 裁判所では警備会社への委託はしていないのか。

■ 地方裁判所の刑事事件では、他庁で保釈中の被告人が判決期日に刃物を持ち込んだということがあったことから、外部の警備会社に委託して被告人に対する所持品検査を実施している。

## 5 次回委員会の意見交換テーマ

災害時における業務の継続について

## 6 次回委員会の開催日時

平成31年6月10日（月）午後1時30分（和歌山地方裁判所委員会と合同開催）

## 7 閉会